

東海市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 市長と教育委員会が、教育行政に求められる政治的中立性のもと、円滑に意思疎通を図り、本市の教育の課題及びめざす姿を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき設置する東海市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること
- (3) 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること

(構成員等)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

- 2 会議には、企画部の事務を担当する副市長及び副教育長が出席する。
- 3 会議は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席及び資料の提出等を指示することができる。

(招集)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると料するときは、市長に対し、協議すべき事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見徴収)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(調整結果の尊重)

第6条 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、これを公表する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。